

平成30年1月15日

答申第792号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成29年10月に逮捕されたNHK職員について、NHK職員〇〇（個人名）が逮捕された理由、その後の流れ、およびNHKの責任に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成30年1月15日（第256回審議委員会）

第805号諮問、審議、答申